

提出された意見の概要と議会運営委員会の考え方

No.	意見概要	議会運営委員会の考え方
附則第5項（杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正）について		
1	附則第5項による杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例第1条の改正後の条文は、「…個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、杉並区個人情報の保護に関する条例（令和5年杉並区条例第6号…）及び杉並区議会個人情報の保護に関する条例（令和7年杉並区条例第 号…）に基づく個人情報保護制度…」となるのではない。 ①個人情報の保護に関する法律、②杉並区個人情報の保護に関する条例及び③杉並区議会個人情報の保護に関する条例は、いずれも個人情報保護制度の根拠規定だから、「個人情報の保護に関する法律、杉並区個人情報の保護に関する条例及び杉並区議会個人情報の保護に関する条例に基づく個人情報保護制度」となるのではないかと考えるからである。 仮に「並び」を用いるとしても、「個人情報の保護に関する法律並びに杉並区個人情報の保護に関する条例及び杉並区議会個人情報の保護に関する条例」となるのではないか。	個人情報の保護に関する法律が地方議会を原則適用対象外としていることを踏まえ、区の執行機関の個人情報保護制度の根拠法令となる「個人情報の保護に関する法律及び杉並区個人情報の保護に関する条例」と、区議会の個人情報保護制度の根拠法令となる「杉並区議会個人情報の保護に関する条例」とを分けて規定しています。